

再建法制に関する中間取りまとめ

平成18年11月30日

全国知事会総務常任委員会
再建法制等問題小委員会

1 はじめに

地方公共団体における財政再建制度については、政府の「基本方針2006」において「再建法制等も適切に見直す」とされ、現在、2年以内に新たな再生制度を整備することを目指し、総務省に設けられた「新しい地方財政再生制度研究会」において、新しい地方財政再生制度の法制化に向けた枠組み(制度の概要)が議論されているところである。

現行の地方財政再建促進特別措置法は、昭和30年に制定されたものであり、地方としても、時代の変化を踏まえた見直しを行うことが必要であると考えているが、その検討に当たっては、地方自治の観点を十分に踏まえつつ地方公共団体のより適切な運営を実現する方向で行われることが必要である。

この中間取りまとめは、新たな財政再建制度の構築に当たっては多くの論点があるが、総務省の「新しい地方財政再生制度研究会」において12月上旬にも最終報告が取りまとめられる予定であることを踏まえ、現行の地方行財政制度の枠組みを前提に新たな再生制度を検討する場合において、当面地方が主張すべき項目に係る考え方を中間的に取りまとめたものである。

具体的な制度の構築に当たっては、以下の点に留意しつつ、地方の参画を得た上で検討を進めるべきである。

2 再建法制に関する基本的な考え方

(1) 地方公共団体の自主性・主体性の尊重について

地方自治の観点から、地方公共団体が自主的・主体的に財政再建に取り組むことを基本とするべきである。

(2) 債務調整について

一部に、地方公共団体について債務調整の仕組みを導入すべきとの意見があるが、次の点から適当ではないと考えられる。

- ・ 地方公共団体は、課税権を有し、また、現行の地方財政制度においては地方財政計画を通じて必要な財源が確保される仕組みとなっている。
- ・ 仮に債務調整の仕組みを導入した場合、一部地方公共団体の財政悪化によって、健全な団体を含め、全ての団体が発行する地方債の金利が上昇し、住民負担の増大を招くおそれがある。
- ・ 債務調整を行う場合には、関係者の利害の調整のため、裁判所の関与を必要とすることになると考えられるが、これは三権分立の観点から問題があると思われる。
- ・ なお、現在は地方への貸付はB I S規制におけるリスクウェイトがゼロとされているが、債務調整の導入を踏まえてリスクウェイトが悪化した場合には、地方債を保有している民間金融機関に相当の影響を与えるおそれがあることも踏まえることが必要と考えられる。

現行制度下では、歳出・歳入両面において地方の自由度が小さく、地方公共団体が自己規律できる範囲が狭い。市場の規律以前に、まずは地方公共団体が自律的に運営できる範囲を拡大することが重要である。

3 再建法制の枠組み

再建のスキームとしては、早期是正段階と再生段階の2段階の構成とすることが適当である。

それぞれの段階への該当を判断する基準については、客観的で透明性の高いものとする必要がある。

フロー面、ストック面の複数の指標で評価を行うべきであり、基本的には両段階を通じて同じ指標を用いることが適当である。

指標の設定に当たっては、普通会計のみでなく、公営企業会計、さらには外郭団体の状況も適切に反映されたものとする必要がある。

地方公共団体自らによる財政再建の前提として、住民への積極的な情報提供・開示が必要であり、そのための仕組みについて、市場から適切な評価を受けるという観点からも、検討を行う必要がある。

早期是正段階について

- ・地方公共団体自らの責任により早期に財政健全化を行う段階。
- ・地方公共団体の自主的な健全化を原則とする。

再生段階について

- ・その地方公共団体の自主的な健全化努力によってもなお財政状況が悪化し、一定の水準に達した段階。
- ・地方公共団体が、国の関与の下で法律の手続きに基づく再建を行うのか、あるいは国の関与を受けずに再建を行うのか、選択できるようにすべきである。ただし、地方債全体の信用の維持の観点からも、国の関与を受け

ない再建を選択した団体においては、起債制限などの措置を行うこともやむを得ないものとする。

- ・再生段階における国による支援措置として、国の関与の下で法律の手続きに基づき再建を行う場合には、当該団体に対する再生促進策を検討することが必要とする。この場合、再生促進策としては、例えば、再生計画の着実な実施のため、一定の行政サービスの維持に必要な資金手当等の方策が考えられる。
- ・再生計画の内容としては、事業の縮小・廃止や定員削減等の経費節減策のほか、超過課税の実施や使用料・手数料の増など住民負担に直接つながるものを含めることも考えられるが、具体的にはそれぞれの地方公共団体の状況に応じて検討されるべきものであり、とるべき方策について法律で一律に定めることは、適当ではないとする。

4 その他

住民自治の観点から、当該団体の再建方法を選択するに当たっては、国による画一的な義務付けによるのではなく、最終的には、住民の判断により決定されるべきであり、その判断の基となる情報を住民が適切に得ることができるための仕組みとして、財政状況に関する情報提供の充実、住民監査請求の要件の緩和等について、検討されることが必要である。

地方公共団体に対するチェック機能の強化として、監査委員、外部監査人の権限強化等、監査機能の充実について検討されることが必要である。

新たな地方財政再生制度の法制化は、地方公共団体の財政運営に大きな影響を与えるのものであり、その施行に当たっては十分な経過措置が必要である。

5 今後の検討課題

この中間取りまとめは、「1 はじめに」において述べたように、当面地方が主張すべき項目に係る考え方を中間的に取りまとめたものであるが、今後、次のような論点も含め、引き続き検討を行うこととする。

- ・フロー面、ストック面それぞれの財政指標として、どのようなものが適当か。
- ・公営企業における経営健全化スキームについて、どのように考えるのか。
- ・償還財源を特定の事業収入のみとすべき事業について、新たなプロジェクト
・ファイナンス的な地方債のスキームの導入や、導入した場合の債務調整について、どのように考えるのか。
- ・再生段階となった場合の首長・議員の責任については、原則として選挙で問われるべきものであり、解職請求等も制度化されていることから、再建法制の仕組みの中で直接具体的に規定することについては適当ではないと考えるが、その強化について、直接請求制度の要件の緩和等も含め、どのように考えるのか。
- ・再生段階において国の関与を受けない再建を選択した場合に、仮に、不測の事態により債務不履行が生じかねない状況が発生した場合、どのように対応するのか。例えば、緊急避難的な措置を講じることも制度として考えるべきではないか。
- ・今後の地方公共団体の公会計制度の在り方について、どのように考えるのか。
- ・総務省の「新しい地方財政再生制度研究会」において、「地方行財政制度の抜本改革が進展した」とされている下での再建法制の在り方について、どのように考えるのか。